

長野県立大学 公認サークル活動基準表（令和4年11月16日策定）

令和4年12月6日更新

	サークル活動レベル	感染状況	活動	感染防止計画の有無	ハイリスク者への配慮 <small>必要に応じ、ハイリスク者は顧問・各サークル責任者に自己申告し、配慮の相談を事前にする</small>	備考
注意	1 標準	構成員に散発的に感染が見られ 注意が必要	感染対策を徹底した上で計画に基づき 活動可能	<<遵守するルール>> * 基本的な感染対策を遵守する * 合宿等は原則禁止（必要な場合は、学サポへ相談のうえ計画書を提出し許可を得る）	学内外のハイリスク者(*1)の 感染防止に協力・配慮すること	[感染者療養期間及び濃厚接触者 待機期間] ・療養(待機)期間中は活動に参加しない。 ・療養(待機)期間終了後の観察期間中は、講義授業相当への参加は可能とし、大学からの注意事項を厳守する。 ・注意事項が守れない活動は、観察期間が終わるまで控える。 ・感染者又は濃厚接触者発生時も、所属サークルの活動は継続。 (レベル2：軽度制限まで)
				* 感染防止計画必要 * 提出した計画以外の活動を新たに実施する場合は追加の計画を提出 ※ 旧基準において感染防止計画を提出しているサークルは、新たに計画を作成する必要はありません。		
制限	2 軽度制限	構成員に感染者が連日発生し 学内で感染防止対策の強化が必要 目安：長野圏域感染警戒レベル3	感染対策を徹底した上で計画に基づき 活動可能 感染リスクの高い活動や キャンパス施設の使用を一部制限 感染者発生時も、所属サークルの活動は継続			
	3 高度制限	構成員に感染者が多数発生し 集団発生の兆候(*2)または 集団発生がある 目安：長野圏域感染警戒レベル4以上	感染対策を徹底した上で授業の感染リスク と同等と判断できる活動のみ可能 感染リスクの高い活動や キャンパス施設の使用を一部制限 感染者発生時は、所属サークルの活動を停止		学内のハイリスク者に配慮を 強化すること 学外のハイリスク者を対象と する活動を原則停止	[レベル3：高度制限下で感染者が 発生した場合] ・感染者の発生を確認したら所属サークルは直ちに活動を停止する。 ・所属サークル内で最後に感染者が発生した日の翌日から起算して5日間は活動を停止し、活動の再開は6日目以降とする。
停止	4 停止	構成員に感染者が多数発生し 集団発生が拡大(*3)傾向 業務遂行が困難な状況 目安：長野圏域感染警戒レベル5～6	医療非常事態宣言等の発出期間は 原則活動禁止 (拡大・増加傾向時の医療特別警報時は要検討) 大学業務遂行困難な状況では活動停止	オンライン活動は可能	(停止)	

課外活動の指針（公認サークル・非公認サークル）における共通事項

- ・会話時の不織布マスクの着用、手洗い(手指消毒)、十分な換気等、基本的な感染対策を徹底する。
- ・会食による感染・集団発生が最も多いことを理解し、感染源をサークル活動に持ち込まない行動をする。
- ・飲食をする時には、会話をせず、会話の際はマスクを着用して感染対策を厳重に行う。
- ・喉の痛みなど少しでも風邪症状がある場合や倦怠感、味覚・嗅覚の異常があれば、活動に参加せず、自宅で静養する。
- ・合宿等の活動は原則禁止。ただし、公認サークルについては、標準レベル時において必要がある場合には実施計画の相談ができる。
- ・車の中は特に「3密」になりやすいため、現地集合・現地解散を心掛ける。ただし、車に同乗して移動しか方法がない場合は、不織布マスクの着用や換気を徹底するとともに、少人数かつ短時間で、会話を控える。



”新たな会食”
のすゝめ



感染リスクの高い場面

- *1 ハイリスク者 高齢者、基礎疾患がある者、妊婦など（リスク因子：慢性閉塞性肺疾患、糖尿病、脂質異常症、高血圧症、慢性腎臓病、悪性腫瘍、肥満、喫煙、免疫抑制等）
 学内のハイリスク者：基礎疾患のある教職員・学生等、同居者に高齢者・妊婦・基礎疾患を持つ者等
 学外のハイリスク者：地域住民や共同活動者で、高齢者、妊婦、基礎疾患を持つ者等
 ハイリスク施設：高齢者や基礎疾患を有する者等、感染した場合に重症化リスクの高い方が多く入所・入院する高齢者・障害者(児)施設等及び医療機関をいう。障害者(児)施設等には、児童福祉法に定める児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスを含む。
- *2 集団発生の兆候 陽性者及び濃厚接触者が5人以上となった場合
- *3 集団発生の拡大 1つの集団内で陽性者及び濃厚接触者が10人以上の場合、又は集団が複数ある場合